経 由 地 更 新 に つ い て

免許証の住所地以外の都道府県で、住所を変更せずに更新手続きを行うことができます。

＜条件＞

- 優良運転者、一般運転者
- 身体条件が付与されていないこと(眼鏡等、補聴器または特定後写鏡等の条件を除く)。
- 免許証を紛失していないこと。
- 住所、氏名等の変更がないこと。

また、過去５年以内に更新切れの手続きをしている方は、経由地更新ができない場合があります。

免許証の住所を福井県のまま、福井県以外で更新手続きをする場合

ａ．下記手数料表の（**イ**）の手数料を右の二次元コード「福井県手数料納付システム」によりお支払いください。

お支払い手続きは、**コンビニ決済**を選択してください。コンビニでのお支払い手続きは、経由更新申請手続きの前日までにお願いします。納付済みの領収書（お客様控え）は、経由更新手続きに必要な書類です。経由更新申請手続きの際に必ず持参してください。

【問い合わせ先】福井県運転者教育センター　℡０７７６－５１－２８２０

ｂ．下記手数料表の（**ロ**）及び講習手数料の支払いについて、また、受付時間や場所については更新手続きを行う都道府県公安委員会へお問い合わせください。

免許証の住所を福井県以外のまま、福井県で更新手続きをする場合

ａ．下記手数料表の（**イ**）の手数料について、お支払い方法は免許証住所地の公安委員会へお問い合わせください。納付証明書（領収書等）を福井県公安委員会へ提出してください。

ｂ．下記手数料表の（**ロ**）及び講習手数料については、経由更新手続きの際に免許センターでお支払いをお願いします。現金のほか、キャッシュレスも可能です。

【経由更新受付時間】　午前：　８：３０～　９：００
午後：１３：００～１３：３０

【経由更新受付場所】

運転者教育センター（春江）	坂井市春江町針原 58-10	TEL　0776-51-2820（月～金）
奥越運転者教育センター	大野市南新在家 32-1-4	TEL　0779-66-7700（月、水、金）
丹南運転者教育センター	越前市余田町 2-1-1	TEL　0778-21-3613（月、火、水、金）
嶺南運転者教育センター	三方上中郡若狭町倉見 1-5-1	TEL　0770-45-2121（月、火の午前、水、金）

手　　数　　料

免許証の持ち方やマイナ免許証のデータ書換え場所により、手続きが可能な期間や手数料が異なりますのでご注意ください。

更新後の免許証の持ち方	マイナ免許証のデータ書換え場所	手続きが可能な期間	住所地への手数料（イ）	経由地への手数料（ロ）
免許証のみ	―	有効期間が満了する日の直前の誕生日まで	2,750 円	750 円
マイナ免許証のみ	住所地	有効期間が満了する日の直前の誕生日まで	1,950 円	750 円
	経由地	有効期間の末日まで	1,000 円	1,700 円
2枚持ち	住所地	有効期間が満了する日の直前の誕生日まで	2,850 円	750 円
	経由地	有効期間の末日まで	2,500 円	1,700 円

※　上記の手数料のほか、以下の講習手数料（経由地への手数料）も必要となります。

優良講習	一般講習	優良講習(オンライン)	一般講習(オンライン)
500 円	800 円	200 円	200 円

●　手続きに必要なもの

☆　運転免許証またはマイナ免許証あるいはその両方（所持している免許証すべて）
☆　更新はがき
☆　手数料（上記参照）
☆　（高齢者の方のみ）高齢者講習終了証明書等
☆　写真　（写真のサイズ等に関しては、下記を参照してください。）
　※更新手続き後の所持形態がマイナ免許証のみの場合は不要です。ただし、経由地で写真の撮影は行います。

写真について

- ６か月以内に撮影
- 縦 3.0cm×横 2.4cm
- 無帽・正面・上三分身・無背景・無修正のもの
- カラーコンタクト等不可

注　意　事　項

※　有効期間が満了する日の直前の誕生日が土曜日、日曜日または祝日にあたる場合でも、手続きが可能な期間の末日が翌営業日に繰延べされることはありません。

※　70 歳以上の方は、講習手数料は必要ありません。

※　新運転免許証の受取り方法について郵送を希望する場合は、別途手数料が発生します。

※　経由地更新前の免許証の持ち方が運転免許証のみの方とマイナ免許証のみの方は、経由地更新の際には免許証の持ち方を変更することはできません。また、２枚持ち（運転免許証とマイナ免許証）の方が運転免許証のみに持ち方変更する場合には、更新後に住所地公安委員会案委員会において、マイナ免許証のデータ抹消手続きが必要となります。